参　考

○豊山町きれいなまちづくり条例（関係条例抜粋）

（表彰）

第１３条　町長は、きれいなまちづくりの推進に著しく貢献したと認める町民等、事業者その他団体を表彰することができる。

○豊山町きれいなまちづくり条例施行規則（関係条例抜粋）

（表彰の対象）

第４条　条例第１３条の規定による表彰は、きれいなまちづくりのための環境美化活動を継続的に実施し、顕著な功績を収めた個人、事業者、団体又は表彰候補者推薦書（様式第３号）により推薦を受けた者であって、次の各号に掲げる基準を全て満たすものを対象とする。

（１）　実施した環境美化活動が他の模範となること。

（２）　活動を実施した期間がおおむね５年以上であること。

（３）　ボランティア活動であること。

（４）　過去に同一の事由による表彰を受けていないこと。

（表彰）

第５条　表彰は、感謝状に記念品を添えてこれを行うものとする。

様式第３号（第４条関係）

表彰候補者推薦書

氏　　名 （団体・事業者名）			
住 所 （ 所 在 地 ）			
電　話　番　号			
活 動 開 始 年 月	年　　月	活 動 継 続 年 月	年　　月
主な功績の内容			
その他特記事項			
年　　月　　日 上記の者は、豊山町のきれいなまちづくりに著しく貢献し、他の模範となることから、表彰することが適切と思われるので、推薦します。 住　　所 推薦者 氏　　名			